

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	横浜市医師会聖灯看護専門学校
設置者名	一般社団法人横浜市医師会 会長 戸塚 武和

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門課程	第一看護学科	夜・通信	9 単位	9 単位	
	第二看護学科	夜・通信	12 単位	12 単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

学生便覧及び教育課程概要（シラバス）を学生に配布するとともに事務所窓口で閲覧
--

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第 2 号の 2－②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第 2 号の 2－①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	横浜市医師会聖灯看護専門学校
設置者名	一般社団法人横浜市医師会 会長 戸塚 武和

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校関係者評価委員会
役割	評価委員会は学校長が委嘱する委員 4 名（臨地実習施設関係者 2 名、教育分野関係者 1 名、卒業生 1 名）で構成し、委員の中から委員長を一人選任して会を進行する。 評価委員会において、学校運営全般に関する自己評価の結果を評価し、対外的に公表し次年度の学校運営に反映させる。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
済生会横浜市東部病院 看護部長	令和 6 年 6 月 1 日～ 令和 8 年 5 月 31 日	実習病院看護部長
鶴見区医師会矢向訪問看護ステーション 管理者	令和 6 年 6 月 1 日～ 令和 8 年 5 月 31 日	実習施設管理者
県立高校非常勤講師	令和 6 年 6 月 1 日～ 令和 8 年 5 月 31 日	元県立高校教員
済生会横浜市南部病院 看護師長	令和 6 年 6 月 1 日～ 令和 8 年 5 月 31 日	卒業生代表
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	横浜市医師会聖灯看護専門学校
設置者名	一般社団法人横浜市医師会 会長 戸塚 武和

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 授業計画(シラバス)は、学則第3章(教育課程、単位数及び授業時間数)の中の第7条別表1(第一看護学科)、別表2(第二看護学科)に基づき、学年進度にしたがって、各月ごとに時間割として月曜日から金曜日の1限から4限までに科目を配置して、学生・講師に周知している。授業計画(シラバス)の作成過程は、本校の授業計画(シラバス)の構成要素が網羅されている様式に沿って、前年度の評価をもとに各担当講師と教育課程委員会(必要時教員会議で行う)で検討して決定している。 決定後は、教育課程概要として冊子にまとめ、1月から2月にかけて教職員、非常勤講師に冊子を配布し周知している。学生については年度当初の始業時に冊子を配布し周知している。 授業計画(シラバス)の構成要素は、①授業科目②担当教員③単位数④時間数⑤履修年次⑥授業回数毎の主な教授内容⑦方法⑧使用テキスト⑨成績評価方法である。	
授業計画書の公表方法	学生に配布するとともに事務所窓口での閲覧
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) 学習成果の評価は、学則第4章(成績の評価、単位の認定、既修得単位の認定及び卒業の認定)の中の、第9条(単位認定試験の受験資格)、第10条(成績の評価)、第11条(単位の認定)、第12条(既修得単位の認定)に基づくと共に、施行について必要な事項を学則施行細則として定め、また、履修の手引きとして履修に関する規程を次のように定めている。①試験、成績評価及び単位認定に関する規程 ②授業科目の再履修及び聴講に関する規程 ③既修得単位の認定に関する規程 ④費用徴取に関する規程である。これらの規程は、その他の規程と共に学生便覧として冊子にまとめ学生に周知している。特に試験、成績評価及び単位認定に関する規程には、試験の受験資格、試験の方法、追試験、再試験、成績評価及び単位の認定などが細かく定められ厳格かつ適正に評価が得られるようにしている。さらに、これらの規程を適正に運用していくため、成績評価及び単位認定会議、既修得単位認定会議の設置要綱を定め必要に応じ規程を作成して厳正に議論し判断できるようにしている。学習成果の評価方法(筆記試験・レポート等)は、シラバスに表記している。	

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。 (客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 成績の評価については、GPAは採用していないが、学則第4章(成績の評価、単位の認定、既修得単位の認定及び卒業の認定)の中の、第9条(単位認定試験の受験資格)を第10条(成績の評価)でA、B、C、Dの4段階で表示、C以上を合格とすることが定められている。 A、B、C、Dの4段階の評価基準は、試験、成績評価及び単位認定に関する規程第11条(成績の評価)で点数とA、B、C、Dの4段階別の表記が定められている。(A:100～80点、B:79～70点、C:69～60点、D:59点以下) 追試験、追実習はその評点の8割を得点として評価する。再試験、再実習はその評点のC以上を持って合格とすることも規定している。	
客観的な指標の算出方法の公表方法	学生便覧」に学則及び規程を掲載し、学生に配布するとともに事務所窓口での閲覧。
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。 (卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) 卒業の認定については、学則第4章(成績の評価、単位の認定、既修得単位の認定及び卒業の認定)の中の、第13条(卒業の認定)、第14条(卒業証書の授与)に卒業の要件を定めている。さらに具体的に審議するために卒業認定会議設置要綱を定めて、成績の評価及び単位の認定、看護職としての態度行動、在籍期間・欠席日数について審議・確認して卒業の認定をしている。	
卒業の認定に関する方針の公表方法	「学則・規定集」に学則及び卒業認定会議設置要綱を記載し、事務所窓口での閲覧。

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	横浜市医師会聖灯看護専門学校
設置者名	一般社団法人横浜市医師会 会長 戸塚 武和

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	http://www.yokohama.kanagawa.med.or.jp/introduction/ トップページ / 横浜市医師会について / 電子公告
収支計算書又は 損益計算書	令和6年度決算報告書（事務所窓口にて閲覧）
財産目録	令和6年度決算報告書（事務所窓口にて閲覧）
事業報告書	令和6年度会務・事業報告書（事務所窓口にて閲覧）
監事による監査 報告（書）	令和6年度決算報告書（事務所窓口にて閲覧）

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		医療専門課程	第一看護学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3 年	昼	3075 単位時間／107 単位	1525 時間 /84 単位	575 時間/ 単位	975 時間 /23 単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位
			単位時間／単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
360 人		242 人	0 人	30 人	321 の内数	30 人+321 の内数	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 授業計画（シラバス）は、学則第3章（教育課程、単位数及び授業時間数）の中の第7条別表1（第一看護学科）、別表2（第二看護学科）に基づき、学年進度にしたがって、各月ごとに時間割として月曜日から金曜日の1限から4限までに科目を配置して、学生・講師に周知している。授業計画（シラバス）の作成過程は、本校の授業計画（シラバス）の構成要素が網羅されている様式に沿って、前年度の評価をもとに各担当講師と教育課程委員会（必要時教員会議で行う）で検討して決定している。決定後は、教育課程概要として冊子にまとめ、1月から2月にかけて教職員、非常勤講師に冊子を配布し周知している。学生については年度当初の始業時に冊子を配布し周知している。 授業計画（シラバス）の構成要素は、①授業科目②担当教員③単位数④時間数⑤履修年次⑥授業回数毎の主な教授内容⑦方法⑧使用テキスト⑨成績評価方法である。

成績評価の基準・方法
(概要) 学習成果の評価は、学則第4章（成績の評価、単位の認定、既修得単位の認定及び卒業の認定）の中の、第9条（単位認定試験の受験資格）、第10条（成績の評価）、第11条（単位の認定）、第12条（既修得単位の認定）に基づくと共に、施行について必要な事項を学則施行細則として定め、また、履修の手引きとして履修に関する規程を次のように定めている。①試験、成績評価及び単位認定に関する規程 ②授業科目の再履修及び聴講に関する規程 ③既修得単位の認定に関する規程 ④費用徴取に関する規程。これらの規程は、その他の規程と共に学生便覧として冊子にまとめ学生に周知している。特に試験、成績評価及び単位認定に関する規程には、試験の受験資格、試験の方法、追試験、再試験、成績評価及び単位の認定などが細かく定められ厳格かつ適正に評価が得られるようにしている。さらに、これらの規程を適正に運用していくため、成績評価及び単位認定会議、既修得単位認定会議の設置要綱を定め必要に応じ規程を作成して厳正に議論し判断できるようにしている。学習成果の評価方法は、筆記試験・レポート等シラバスに表記している。
卒業・進級の認定基準
(概要) 卒業の認定については、学則第4章（成績の評価、単位の認定、既修得単位の認定及び卒業の認定）の中の、第13条（卒業の認定）、第14条（卒業証書の授与）に卒業の要件を定めている。さらに具体的に審議するために卒業認定会議設置要綱を定めて、3年間の成績の評価及び単位の認定、看護職としての態度行動、在籍期間・欠席日数について審議・確認して卒業の認定をしている。 進級の認定については、学則第4章（成績の評価、単位の認定、既修得単位の認定及び卒業の認定）の中の、第9条（単位認定試験の受験資格）、第10条（成績の評価）第11条、（単位の認定）第12条（既修得単位の認定）に基づくと共に、施行について必要な事項を学則施行細則として定め、また、履修の手引きとして履修に関する規程を次のように定めている。①試験、成績評価及び単位認定に関する規程 ②授業科目の再履修及び聴講に関する規程 ③既修得単位の認定に関する規程。さらに成績評価・単位認定会議は設置要綱に基づき審議・確認して進級を認定している。
学修支援等
(概要) 個別面談指導、カウンセリング、国家試験対策各種セミナー等の実施。 本校修学資金貸付金制度： 横浜市内の医療機関等において看護師として業務に従事する優秀な人材を育成するため、卒業後直ちに「横浜市内で看護師として従事する」意思のある学生を対象に一般修学資金として月額 30,000 円、住民税非課税世帯等の特別修学資金の場合は月額 40,000 円を貸付し、対象者が横浜市内の医療機関にその貸付期間に相応した期間従事した場合は返還を免除。 神奈川県修学資金貸付金制度： 神奈川県内の医療機関等で看護職(保健師・助産師・看護師)の業務に従事する有能な人材を育成することを目的に、卒業後「県内で看護職として従事する」意思がある学生を対象に一般修学資金として月額 20,000 円、住民税非課税世帯等の特例修学資金の場合は月額 40,000 円を貸付し、対象者が神奈川県内の医療機関等に 5 年間（3 年間）継続して従事した場合は返還を免除する。

修学支援新制度： 令和２年４月から実施され、「給付型奨学金」と「授業料と入学金の減免」の２つの支援がある。また令和７年４月より授業料等の減免に多子世帯支援が加わった。経済状況、学業成績等の要件がある。支援区分は５段階ありマイナンバーから日本学生支援機構が判定する。 特待生制度： 成績が上位で、かつ性行が正しく身体が健康と認められる学生について授業料の２０％を免除する。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
89 人 (100%)	1 人 (1.1%)	84 人 (94.4%)	4 人 (4.5%)
（主な就職、業界等） 横浜市内、神奈川県内の病院等			
（就職指導内容） 就職説明会、国家試験対策各種セミナー、キャリアデザイン等の講義、進路指導面談、就職情報コーナー設置等			
（主な学修成果（資格・検定等）） 看護師国家試験合格者 85 人（95.5%）			
（備考）（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
285 人	19 人	6.7%
（中途退学の主な理由） 学業不振、進路変更、体調不良、経済的な理由、家庭事情等		
（中退防止・中退者支援のための取組） 個別面談指導、カウンセリングの実施		

分野		課程名	学科名	専門士		高度専門士	
医療		医療専門課程	第二看護学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
4 年	昼	3075 単位時間／107 単位	1525 時間 /84 単位	575 時間/ 単位	975 時間 /23 単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位
			単位時間／単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
160 人		59 人	0 人	10 人	321 の内数	10 人+321 の内数	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 授業計画（シラバス）は、学則第 3 章（教育課程、単位数及び授業時間数）の中の第 7 条別表 1（第一看護学科）、別表 2（第二看護学科）に基づき、学年進度にしたがって、各月ごとに時間割として月曜日から金曜日の 1 限から 4 限までに科目を配置して、学生・講師に周知している。授業計画（シラバス）の作成過程は、本校の授業計画（シラバス）の構成要素が網羅されている様式に沿って、前年度の評価をもとに各担当講師と教育課程委員会（必要時教員会議で行う）で検討して決定している。決定後は、教育課程概要として冊子にまとめ、1 月から 2 月にかけて教職員、非常勤講師に冊子を配布し周知している。学生については年度当初の始業時に冊子を配布し周知している。 授業計画（シラバス）の構成要素は、①授業科目②担当教員③単位数④時間数⑤履修年次⑥授業回数毎の主な教授内容⑦方法⑧使用テキスト⑨成績評価方法である。
成績評価の基準・方法
（概要） 学習成果の評価は、学則第 4 章（成績の評価、単位の認定、既修得単位の認定及び卒業の認定）の中の、第 9 条（単位認定試験の受験資格）、第 10 条（成績の評価）、第 11 条（単位の認定）、第 12 条（既修得単位の認定）に基づくと共に、施行について必要な事項を学則施行細則として定め、また、履修の手引きとして履修に関する規程を次のように定めている。①試験、成績評価及び単位認定に関する規程 ②授業科目の再履修及び聴講に関する規程 ③既修得単位の認定に関する規程 ④費用徴取に関する規程。これらの規程は、その他の規程と共に学生便覧として冊子にまとめ学生に周知している。特に試験、成績評価及び単位認定に関する規程には、試験の受験資格、試験の方法、追試験、再試験、成績評価及び単位の認定などが細かく定められ厳格かつ適正に評価が得られるようにしている。さらに、これらの規程を適正に運用していくため、成績評価及び単位認定会議、既修得単位認定会議の設置要綱を定め必要に応じ規程を作成して厳正に議論し判断できるようにしている。学習成果の評価方法は、筆記試験・レポート等シラバスに表記している。

卒業・進級の認定基準			
(概要) 卒業の認定については、学則第4章（成績の評価、単位の認定、既修得単位の認定及び卒業の認定）の中の、第13条（卒業の認定）、第14条（卒業証書の授与）に卒業の要件を定めている。さらに具体的に審議するために卒業認定会議設置要綱を定めて、3年間の成績の評価及び単位の認定、看護職としての態度行動、在籍期間・欠席日数について審議・確認して卒業の認定をしている。 進級の認定については、学則第4章（成績の評価、単位の認定、既修得単位の認定及び卒業の認定）の中の、第9条（単位認定試験の受験資格）、第10条（成績の評価）第11条、（単位の認定）第12条（既修得単位の認定）に基づくと共に、施行について必要な事項を学則施行細則として定め、また、履修の手引きとして履修に関する規程を次のように定めている。①試験、成績評価及び単位認定に関する規程 ②授業科目の再履修及び聴講に関する規程 ③既修得単位の認定に関する規程。さらに成績評価・単位認定会議は設置要綱に基づき審議・確認して進級を認定している。			
学修支援等			
(概要) 個別面談指導、カウンセリング、国家試験対策各種セミナー等の実施。 本校修学資金貸付金制度： 横浜市内の医療機関等において看護師として業務に従事する優秀な人材を育成するため、卒業後直ちに「横浜市内で看護師として従事する」意思のある学生を対象に一般修学資金として月額30,000円、住民税非課税世帯等の特別修学資金の場合は月額40,000円を貸付し、対象者が横浜市内の医療機関にその貸付期間に相応した期間従事した場合は返還を免除。 神奈川県修学資金貸付金制度： 神奈川県内の医療機関等で看護職（保健師・助産師・看護師）の業務に従事する有能な人材を育成することを目的に、卒業後「県内で看護職として従事する」意思がある学生を対象に一般修学資金として月額20,000円、住民税非課税世帯等の特例修学資金の場合は月額40,000円を貸付し、対象者が神奈川県内の医療機関等に5年（3年間）継続して従事した場合は返還を免除 修学支援新制度： 令和2年4月から実施され、「給付型奨学金」と「授業料と入学金の減免」の2つの支援がある。また令和7年4月より授業料等の減免に多子世帯支援が加わった。経済状況、学業成績等の要件がある。支援区分は5段階ありマイナンバーから日本学生支援機構が判定する。 特待生制度： 成績が上位で、かつ性行が正しく身体が健康と認められる学生について授業料の20%を免除する。			

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
27人 (100%)	0人 (0%)	25人 (92.6%)	2人 (7.4%)

(主な就職、業界等) 横浜市内、神奈川県内の病院等
(就職指導内容) 就職説明会、国家試験対策各種セミナー、キャリアデザイン等の講義、 進路指導面談、就職情報コーナー設置等
(主な学修成果(資格・検定等)) 看護師国家試験合格者 25 人 (92.6%)
(備考) (任意記載事項)

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
80 人	3 人	3.8%
(中途退学の主な理由) 学業不振、進路変更、体調不良、経済的な理由、家庭事情等		
(中退防止・中退者支援のための取組) 個別面談指導、カウンセリングの実施		

②学校単位の情報

a)「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
第一看護学科	200,000 円	360,000 円	50,000 円	
第二看護学科	200,000 円	324,000 円	50,000 円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				
本校修学資金貸付金制度： 横浜市内の医療機関等において看護師として業務に従事する優秀な人材を育成するため、卒業後直ちに「横浜市内で看護師として従事する」意思のある学生を対象に一般修学資金として1科は月額30,000円、2科は月額27,000円、住民税非課税世帯等の特別修学資金の場合は1科2科ともに月額40,000円を貸付し、対象者が横浜市内の医療機関にその貸付期間に相応した期間従事した場合は返還を免除する。 神奈川県修学資金貸付金制度： 神奈川県内の医療機関等で看護職(保健師・助産師・看護師)の業務に従事する有能な人材を育成することを目的に、卒業後「県内で看護職として従事する」意思がある学生を対象に一般修学資金として月額20,000円、住民税非課税世帯等の特例修学資金の場合は月額40,000円を貸付し、対象者が神奈川県内の医療機関等に5年間(3年間)継続して従事した場合は返還を免除する。 修学支援新制度： 令和2年4月から実施され、「給付型奨学金」と「授業料と入学金の減免」の2つの支援がある。また令和7年4月より授業料等の減免に多子世帯支援が加わった。経済状				

況、学業成績等の要件がある。支援区分は 5 段階ありマイナンバーから日本学生支援機構が判定する。

特待生制度：

成績が上位で、かつ性行が正しく身体が健康と認められる学生について授業料の 20% を免除する。

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)		
HP: http://www.yokohama.kanagawa.med.or.jp/school/seito/?page_id=7782		
学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制）		
評価委員会は学校長が委嘱する委員 4 人（臨地実習施設関係者 2 名、教育分野関係者 1 名、卒業生 1 名）で構成し、委員の中から委員長を一人選任して会を進行する。学校運営全般に関する自己点検・自己評価の結果について審議し、健全な学校運営の指針とするために、評価の結果を学校長に報告するとともに、ホームページに結果を公表し、次年度の学校運営に反映させる。 ＜主な評価項目＞ 1 教育理念・目的・育成人材像 2 学校運営 3 教育活動 4 学修成果 5 学生支援 6 教育環境 7 学生の受け入れ募集 8 財務 9 法令等の遵守 10 社会貢献・地域貢献等		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
済生会横浜市東部病院 看護部長	令和 6 年 6 月 1 日～ 令和 8 年 5 月 31 日	実習病院看護部長
鶴見区医師会矢向訪問看護ステーション 管理者	令和 6 年 6 月 1 日～ 令和 8 年 5 月 31 日	実習施設管理者
県立高校非常勤講師	令和 6 年 6 月 1 日～ 令和 8 年 5 月 31 日	元県立高校教員
済生会横浜市南部病院 看護師長	令和 6 年 6 月 1 日～ 令和 8 年 5 月 31 日	卒業生代表
学校関係者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)		
http://www.yokohama.kanagawa.med.or.jp/school/seito/?page_id=7782		
第三者による学校評価（任意記載事項）		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)
http://www.yokohama.kanagawa.med.or.jp/school/seito/

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	H114310000027
学校名（〇〇大学 等）	横浜市医師会聖灯看護専門学校
設置者名（学校法人〇〇学園 等）	一般社団法人横浜市医師会 会長 戸塚 武和

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		33人（ ）人	32人（ ）人	33人（ ）人
内 訳	第Ⅰ区分	20人	16人	
	（うち多子世帯）	（ ）人	（ ）人	
	第Ⅱ区分	－	－	
	（うち多子世帯）	（ ）人	（ ）人	
	第Ⅲ区分	－	－	
	（うち多子世帯）	（ ）人	（ ）人	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	－	－	
	区分外（多子世帯）	－	－	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（ ）人
合計（年間）				33人（ ）人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	—	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当）	—	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	—	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	人	人
計	—	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学(3月未満の期間のものに限る。)又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	—
年間計	—
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のもの)に限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。))及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。))	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	0人	人	人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のもの)に限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。))及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。))	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が警告の基準に該当)	0人	人	人
GPA等が下位4分の1	—	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	—	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。